

【表紙】	
【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	令和7年3月25日
【中間会計期間】	第20期中(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
【会社名】	株式会社リオフジワラカントリー
【英訳名】	RIO FUJIWARA COUNTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 横 山 卓 幸
【本店の所在の場所】	名古屋市中区平和一丁目15番27号
【電話番号】	052-331-1192
【事務連絡者氏名】	代表取締役 横 山 卓 幸
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区平和一丁目15番27号
【電話番号】	052-331-1192
【事務連絡者氏名】	管理部 細 江 治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期中	第19期中	第20期中	第18期	第19期
会計期間	自 令和4年 7月1日 至 令和4年 12月31日	自 令和5年 7月1日 至 令和5年 12月31日	自 令和6年 7月1日 至 令和6年 12月31日	自 令和4年 7月1日 至 令和5年 6月30日	自 令和5年 7月1日 至 令和6年 6月30日
売上高 (千円)	233,264	227,169	218,010	444,899	422,648
経常利益又は経常損失 (千円)	400	1,680	11,267	4,418	15,240
当期純利益又は中間(当期)純損失 (千円)	589	2,671	11,657	6,597	1,003
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (株)	37,375	37,375	37,375	37,375	37,375
(普通株式)	(30,000)	(30,000)	(30,000)	(30,000)	(30,000)
(優先株式)	(7,375)	(7,375)	(7,375)	(7,375)	(7,375)
純資産額 (千円)	3,848,170	3,838,016	3,830,033	3,842,162	3,841,691
総資産額 (千円)	4,034,076	4,019,858	4,004,701	3,990,386	3,969,332
1株当たり純資産額 (円)	5,355.68	4,968.05	4,751.12	5,130.85	5,115.14
1株当たり当期純利益又は1株当たり中間(当期)純損失 (円)	19.66	138.21	388.60	244.50	8.87
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(普通株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(優先株式) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
(内、1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
自己資本比率 (%)	95.4	95.5	95.6	96.3	96.8
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	55,894	39,040	43,764	21,077	6,343
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	49,102	12,307	52,286	45,875	54,743
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	1,475	-	-	1,475
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	181,004	168,218	71,875	142,960	80,398
従業員数 (名)	8	6	5	8	6
(ほか、平均臨時雇用者数)	(17)	(19)	(20)	(19)	(20)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため記載しておりません。

3 第18期中、第18期、第19期中及び第20期中の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、1株当たり中間(当期)純損失()が計上されており、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。第19期の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社及び当社の親会社が営んでいる事業内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和6年12月31日現在

従業員数（名）	5 (20)
---------	-----------

- (注) 1．従業員数は、就業人員数であります。
- 2．従業員数欄の（外書）は、臨時雇用者（パートタイマー及び嘱託）の当中間会計期間の平均雇用人数であります。
- 3．当社は、ゴルフ場事業の単一セグメントであるため、セグメント情報ごとに記載しておりません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。尚、労使関係は良好です。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(経営成績等の状況の概要)

(1) 当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）

の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間における我が国の経済は、雇用や所得環境の改善、インバウンド需要の高まりなど緩やかな景気回復が続くことが期待されるものの、米国の保護主義の高まりによる貿易摩擦への懸念、エネルギー等の原材料価格の高騰や消費者物価の上昇による消費の減速懸念など、今後も不透明な経営環境が続くと推測されます。このような中で当ゴルフ場におきましては、コースコンディションの維持、向上を図りながら、クラブハウス内の男子浴槽の改修並びに給湯機器の更新工事を行い、新紙幣に対応した自動精算機の設置並びに基幹システムを更新いたしました。来場者数は19,177名（前年同期比95.3%）となり、売上高は218,010千円（前年同期比96.0%）となりました。営業費用は230,571千円（前年同期比100.0%）となり、この結果営業損失は12,561千円（前年同期は営業損失3,342千円）となりました。

また、当中間会計期間の経常損失は11,267千円（前年同期は経常損失1,680千円）となりました。

この結果、法人税、住民税及び事業税を差引いた中間純損失は11,657千円（前年同期は中間純損失2,671千円）となりました。

財政状態については、当中間会計期間末における資産合計が4,004,701千円となり、前事業年度末に比べ35,369千円増加しております。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、71,875千円と前年同期と比べ96,342千円の減少となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果、得られた資金は43,764千円と前年同期と比べ4,724千円の増加となりました。これは主に減価償却費の増加によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果、支出した資金は52,286千円と前年同期と比べ39,979千円の減少となりました。これは、有形固定資産の投資を行ったことにあります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による増減はありませんでした。

会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

生産、受注及び販売の状況

当社の実態に即した内容を記載するため、生産実績及び受注実績に代えて収容実績を記載しております。

a. 収容実績

ホール数 (H)	前中間会計期間					当中間会計期間				
	(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)					(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)				
	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)	営業日数 (日)	収容実績(名)			1日平均 来場者数 (名)
		メンバー	ゲスト	合計			メンバー	ゲスト	合計	
18	182	7,480	12,650	20,130	110	180	6,591	12,586	19,177	106

b. 販売実績

区分	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
	金額(千円)	金額(千円)
ゴルフ場	227,169	218,010

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日において判断したものであります。

財政状態及び経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当中間会計期間末における流動資産の残高は197,807千円で、前事業年度末に比べ5,764千円減少しております。売上高の減少が要因です。固定資産の残高は3,806,894千円で、前事業年度末に比べ41,134千円増加しております。有形固定資産の建物付属設備の投資が主な要因です。

この結果、資産合計は4,004,701千円となり、前事業年度末に比べ35,369千円増加しております。流動負債の残高は86,958千円で、前事業年度末に比べ46,470千円増加しております。前受収益の増加が主な要因です。固定負債の残高は87,709千円で、退職給付引当金の増加により前事業年度末に比べ556千円増加しております。

この結果、負債合計は174,668千円となり、前事業年度末に比べ47,027千円増加しております。

純資産の残高は3,830,033千円で、前事業年度末に比べ11,657千円減少しております。繰越利益剰余金の減少によります。

当中間会計期間は、来場者数は19,177名(前年同期比95.3%)となり、売上高は218,010千円(前年同期比96.0%)となりました。営業費用は230,571千円(前年同期比100.0%)となりました。

売上高は、入場者数の減少により、前年同期と比較して9,159円減少しました。営業費用は物価高騰の影響ありますが、従業員の努力があり昨年同期と横ばいで推移しました。

この結果、営業損失は12,561千円(前年同期は営業損失3,342千円)、経常損失は11,267千円(前年同期は経常損失1,680千円)、法人税、住民税及び事業税を差引いた中間純損失は11,657千円(前年同期は中間純損失2,671千円)となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

資本の財源及び資金の流動性

当社の運転資金需要のうち主なものは、設備の更新、食材の仕入、及びコース維持管理に伴う肥料や消耗品のほか、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。

当社は、事業に必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としており、運転資金は現状、自己資金を基本としております。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等を行なわれておりません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、設備投資等の総額は72,086千円であり、その主なものは、クラブハウス内の男子浴槽改修並びに給湯機器更新工事及び新紙幣に対応した自動精算機の設置並びに基幹システムを更新によるものです。

2 【設備の新設、除却等の計画】

記載すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000
優先株式	8,000
計	88,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (令和6年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和7年3月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,000	30,000	非上場	(注) 1、3、4
優先株式	7,375	7,375	"	(注) 2、3、4
計	37,375	37,375	—	—

- (注) 1 普通株式の内容
株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
- 2 優先株式の内容
- (1) 普通株式に優先して、1株につき年100円を限度として利益配当（以後「優先配当金」という）を受けます。
- (2) 優先配当金が支払われた後の残余の利益に対しては、配当を受ける権利を有しません。
- (3) 優先配当金の全部、又は一部が支払われていないときは、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額については優先配当金に先立ってこれを受けるものとします。
- (4) 優先株式の株主は、その所有する優先株式については株主総会における議決権を有しないものとします。ただし、下記の場合を除くものとします。
- イ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されないときは、その定時総会の時から議決権を有します。
- ロ) 定時総会において累積的優先株式の優先配当金の全部又は一部が支払われない旨の決議があり、なおかつ次の定時総会に累積的優先配当金が支払われる旨の議案が提出されたが否決されたときは、その定時総会終結の時から議決権を有します。
- (5) 優先株式の株主は、当会社の残余財産の分配につき、その優先株式1株につき50万円までは、普通株式の株主に優先して分配を受けます。
- (6) 優先株式の株主は、前項の優先分配が行われた後の残余の財産に対しては、分配を受ける権利を有しません。
- 3 定款により下記の通り譲渡制限を行っています。
- 第11条 当会社の発行する株式は、これをすべて譲渡制限株式とする。
- 2 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の決議による承認を要する。
- 4 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年 月 日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和6年12月31日	—	37,375	—	100,000	—	1,843,750

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	令和6年12月31日現在 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社リオグループホールディングス	名古屋市中区平和1 - 15 - 27	33,666	90.07
杉本食肉産業株式会社	名古屋市昭和区緑町2 - 20	15	0.04
株式会社大垣共立銀行	岐阜県大垣市郭町3 - 98	12	0.03
丹羽鋼業株式会社	名古屋市中川区篠原橋通1 - 16	12	0.03
計	-	33,705	90.18

(注)上位3番目の大株主が多いため、記載を省略しております。

所有議決権数別

氏名又は名称	住所	所有 議決権数 (個)	令和6年12月31日現在 総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社リオグループホールディングス	名古屋市中区平和1 - 15 - 27	30,000	100.00
計	—	30,000	100.00

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和6年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 7,375	—	優先的配当を受ける権利を有する優先株式(注)
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,000	30,000	株主として権利内容に制限の無い、標準となる株式(注)
発行済株式総数	37,375	—	—
総株主の議決権	—	30,000	—

(注) 株式の内容につきましては「1 株式等の状況(1)株式の総数等 発行済株式(注)」に記載しております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(令和6年7月1日から令和6年12月31日まで)の中間財務諸表について、松田公認会計士事務所により中間監査を受けております。

3. 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年6月30日)	当中間会計期間 (令和6年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,398	71,875
売掛金	9,019	9,382
棚卸資産	8,390	6,890
短期貸付金	80,000	80,000
その他	2 25,763	2 29,658
流動資産合計	203,572	197,807
固定資産		
有形固定資産	1 214,708	1 253,394
無形固定資産	-	2,475
投資その他の資産		
差入保証金	3,500,000	3,500,000
その他	51,051	51,024
投資その他の資産合計	3,551,051	3,551,024
固定資産合計	3,765,760	3,806,894
資産合計	3,969,332	4,004,701
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,544	2,160
未払金	30,307	42,505
未払法人税等	1,981	990
前受収益	-	35,117
賞与引当金	57	57
その他	2 6,597	2 6,126
流動負債合計	40,487	86,958
固定負債		
長期未払金	69,650	69,650
退職給付引当金	17,502	18,058
固定負債合計	87,153	87,709
負債合計	127,641	174,668
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	1,843,750	1,843,750
その他資本剰余金	2,030,475	2,030,475
資本剰余金合計	3,874,225	3,874,225
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	132,533	144,191
利益剰余金合計	132,533	144,191
株主資本合計	3,841,691	3,830,033
純資産合計	3,841,691	3,830,033
負債純資産合計	3,969,332	4,004,701

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
売上高	227,169	218,010
売上原価	9,404	9,808
売上総利益	217,765	208,201
販売費及び一般管理費	221,107	220,762
営業損失()	3,342	12,561
営業外収益	¹ 1,661	¹ 1,894
営業外費用	² 0	² 600
経常損失()	1,680	11,267
特別利益	-	600
税引前中間純損失()	1,680	10,667
法人税、住民税及び事業税	990	990
法人税等合計	990	990
中間純損失()	2,671	11,657

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	1,843,750	2,031,950	3,875,700	133,537	3,842,162	3,842,162
当中間期変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当			1,475	1,475		1,475	1,475
中間純損失（ ）					2,671	2,671	2,671
当中間期変動額合計	—	—	1,475	1,475	2,671	4,146	4,146
当中間期末残高	100,000	1,843,750	2,030,475	3,874,225	136,208	3,838,016	3,838,016

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
					繰越利益剰余金		
当期首残高	100,000	1,843,750	2,030,475	3,874,225	132,533	3,841,691	3,841,691
当中間期変動額							
剰余金（その他資本剰余金）の配当			—	—		—	—
中間純損失（ ）					11,657	11,657	11,657
当中間期変動額合計	—	—	—	—	11,657	11,657	11,657
当中間期末残高	100,000	1,843,750	2,030,475	3,874,225	144,191	3,830,033	3,830,033

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純損失()	1,680	10,667
減価償却費	9,257	11,125
退職給付引当金の増減額(は減少)	398	556
受取利息及び受取配当金	403	403
売上債権の増減額(は増加)	2,824	362
棚卸資産の増減額(は増加)	413	1,499
仕入債務の増減額(は減少)	768	616
未払金の増減額(は減少)	1,381	12,197
前受収益の増減額(は減少)	39,470	35,117
その他	9,213	5,329
小計	39,627	44,351
利息及び配当金の受取額	403	403
法人税等の支払額	990	990
営業活動によるキャッシュ・フロー	39,040	43,764
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	12,307	52,286
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,307	52,286
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	1,475	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,475	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	25,257	8,522
現金及び現金同等物の期首残高	142,960	80,398
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 168,218	1 71,875

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品・貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年、構築物 10～20年、車輛運搬具 4年、工具器具及び備品 5年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当クラブの会員並びにゲストのゴルフプレーフィに係るゴルフ場売上および雑売上、またゴルフ練習場利用に係る練習場売上や食堂、売店の利用に係る食堂・売店売上については、来場日におけるサービス提供完了時点で収益を認識しております。

年会費収入は、当該使用期間にわたり均等に収益を認識しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資としております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している減価償却累計額の額

	前事業年度 (令和6年6月30日)	当中間会計期間 (令和6年12月31日)
有形固定資産の 減価償却累計額	245,562千円	256,645千円

2 消費税等の取扱い

(前事業年度)

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(当中間会計期間)

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動資産の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 営業外収益のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
受取利息	403千円	403千円

2 営業外費用のうち主要なもの

	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
貸倒引当金繰入額	0千円	600千円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)
有形固定資産	9,230千円	11,083千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

・ 前中間会計期間 (自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	30,000	—	—	30,000
優先株式 (株)	7,375	—	—	7,375
合計 (株)	37,375	—	—	37,375

2 . 配当に関する事項

該当事項はありません

・ 当中間会計期間 (自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	30,000	—	—	30,000
優先株式 (株)	7,375	—	—	7,375
合計 (株)	37,375	—	—	37,375

2 . 配当に関する事項

該当事項はありません

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 5 年12月31日)	当中間会計期間 (自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 6 年12月31日)
現金及び預金勘定	168,218千円	71,875千円
現金及び現金同等物中間期末残高	168,218千円	71,875千円

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります

・ 前事業年度(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日)

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 売掛金	9,019	9,019	-
(2) 短期貸付金	80,000	80,000	-
(3) 差入保証金	3,500,000	3,500,000	-
(負債)			
(1) 買掛金	1,544	1,544	-
(2) 未払金	30,307	30,307	-
(3) 未払法人税等	1,981	1,981	-

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

・ 当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(資産)			
(1) 売掛金	9,382	9,382	-
(2) 短期貸付金	80,000	80,000	-
(3) 差入保証金	3,500,000	3,500,000	-
(負債)			
(1) 買掛金	2,160	2,160	-
(2) 未払金	42,505	42,505	-
(3) 未払法人税等	990	990	-

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度(令和6年6月30日)

当該事項はありません。

当中間会計期間(令和6年12月31日)

当該事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(令和6年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	-	9,019	-	9,019
(2) 短期貸付金	-	80,000	-	80,000
(3) 差入保証金	-	3,500,000	-	3,500,000
資産計	-	3,589,019	-	3,589,019
(1) 買掛金	-	1,544	-	1,544
(2) 未払金	-	30,307	-	30,307
(3) 未払法人税等	-	1,981	-	1,981
負債計	-	33,832	-	33,832

当中間会計期間(令和6年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 売掛金	-	9,382	-	9,382
(2) 短期貸付金	-	80,000	-	80,000
(3) 差入保証金	-	3,500,000	-	3,500,000
資産計	-	3,589,382	-	3,589,382
(1) 買掛金	-	2,160	-	2,160
(2) 未払金	-	42,505	-	42,505
(3) 未払法人税等	-	990	-	990
負債計	-	45,657	-	45,657

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

売掛金、短期貸付金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

回収見込み額により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

買掛金、未払金、未払法人税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

(単位:千円)

区 分	合 計
ゴルフ収入	167,973
食堂収入	27,100
その他の収入	-
顧客との契約から生じる収益	195,073
その他の収益	32,095
外部顧客への売上高	227,169

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

区 分	合 計
ゴルフ収入	159,530
食堂収入	26,670
その他の収入	-
顧客との契約から生じる収益	186,200
その他の収益	31,809
外部顧客への売上高	218,010

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

当社は、ゴルフ場事業の単一のセグメントであるため記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

当社は、ゴルフ場事業の単一のセグメントであるため記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社の外部顧客への売上高はすべて本邦におけるものであります。

(2)有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

1. サービスごとの情報

当社は、ゴルフ場事業として単一のサービスを提供しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当社の外部顧客への売上高はすべて本邦におけるものであります。

(2)有形固定資産

当社の有形固定資産は、すべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する売上高で中間損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間(自 令和5年7月1日 至 令和5年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 令和6年7月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (令和 6 年 6 月 30 日)	当中間会計期間 (令和 6 年 12 月 31 日)
(1) 1 株当たり純資産額	5,115円14銭	4,751円12銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	3,841,691	3,830,033
差額の主な内訳		
残余財産の優先分配額(千円)	3,687,500	3,687,500
優先株式の配当(千円)	737	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(千円)	153,454	142,533
普通株式の発行済株式数(株)	30,000	30,000
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数(株)	30,000	30,000

項目	前中間会計期間 (自 令和 5 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 12 月 31 日)	当中間会計期間 (自 令和 6 年 7 月 1 日 至 令和 6 年 12 月 31 日)
(2) 1 株当たり中間純損失金額()	138円21銭	388円60銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額()(千円)	2,671	11,657
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純損失金額()(千円)	2,671	11,657
普通株式の期中平均株式数(株)	30,000	30,000

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、1 株当たり中間純損失が計上されており、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

特記すべき事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第19期(自 令和5年7月1日 至 令和6年6月30日) 令和6年9月25日東海財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

令和7年3月18日

株式会社リオフジワラカントリー
取締役会 御中

松田公認会計士事務所
愛知県 名古屋市

公認会計士 松田 茂樹

中間監査意見

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社リオフジワラカントリーの令和6年7月1日から令和7年6月30日までの第20期事業年度の中間会計期間（令和6年7月1日から令和6年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

私は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社リオフジワラカントリーの令和6年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和6年7月1日から令和6年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における私の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示

に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) １．上記の中間監査報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。